

◎新潟県告示第452号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町日出谷字引入沢甲7241、甲7241の丙、甲7241の子、甲7242、甲7243、甲7243の戊、甲7243の庚、甲7243の辛、甲7243の子から甲7243の寅まで、甲7244、甲7244の丁、甲7244の戊、甲7244の子、甲7244の丑、甲7245、甲7245の乙、甲7246、甲7247、甲7247の乙、甲7248、甲7249、甲7249の乙、甲7250、甲7251、甲7252の1、甲7252の2、甲7253から甲7257まで、甲7257の乙、甲7258から甲7266まで、甲7266の乙、甲7267、甲8572の1、甲8572の乙、甲8573、甲8574の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）